

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年11月28日認可した。

令和5年12月5日

香川県知事 池田 豊 人

| 土地改良区名 | 土地改良事業名 |
|-------------|------------------------------|
| 高松市下笠居土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東又2号地区 |
| 木田郡三木町土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）塚脇地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）池戸下所地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大箕池地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西浦谷地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平野池地区 |
| 高松市一宮土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）惣徳地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）古水4号地区 |
| 香川県三郎池土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）六条地区 |